

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第69号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和5年12月13日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有 吉 敏 和

- 1 松浦川の唐津市原、原中の湾地先松浦大堰堰軸からその上流側50メートル及び下流50メートルまでの区域においてすべての水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。